

奈良県告示第百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年七月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	塚本 勇	大和郡山市筒井町一五五三
〃	森村 浩行	〃 一五六五―一
〃	西本 弘之	〃 一六〇〇
〃	矢尾 正則	〃 一六四一
監事	中川 光義	〃 一五六九
〃	灰藤 譽生	大阪市東成区大今里南六―一四―一九
〃	松田 悦治	大和郡山市筒井町一三九五―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森杉 衛一	大和郡山市筒井町二二六―二
〃	米田 尚史	〃 四五四―一
〃	灰藤 譽生	〃 八二三
〃	松田 悦治	〃 一三九五―一
監事	中川 洋	〃 一五六九
〃	灰藤 秀樹	〃 五九五―二
〃	矢尾 正則	〃 一六四一